

# 規制の事前評価書

## 特定商品等の預託等取引契約に関する法律 による消費者への情報開示の強化

所管課室名：取引対策課

電 話：03-3507-9213

評価年月日：平成 25 年 2 月

### 1. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点

消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定、平成 24 年 7 月 20 日一部改定）において、「特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和 61 年法律第 62 号。以下「預託法」という。）及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応」とされた。

預託法は、預託等取引業者が業務及び財産の状況に関する事項について消費者に開示する義務を定めるとともに、消費者に対してクーリング・オフ（契約締結後一定期間内であれば無条件で契約の解除が可能）及び中途解約権を付与している。しかしながら、預託等取引業者が消費者に開示する上記事項の開示が不十分である場合、消費者は契約の締結、更新又は解除を適正に行うことができず、これによって、重大な消費者被害が発生するおそれがある。

#### (2) 規制改正の目的

預託等取引契約の締結及びその履行を公正なものとし、重大な消費者被害を未然に防止するため、消費者による適正な契約の締結、更新及び解除に資するような財務情報等の開示強化を行う。

#### (3) 規制改正の必要性

預託等取引契約は、預託等取引業者が預託を受けた商品等の返還や一定の利益の提供等を運用の結果如何に関係なく行う義務を負う一方で、預託等取引業者の経営状況の悪化等その債務の履行期までに様々な変化が生じ得るた

め、債務履行の不確実性が存在し、社会的に看過し得ないような経済的被害が発生する可能性を有している。そのため、預託法では、契約締結前は書面交付によって、契約締結後は消費者の要求に応じて、預託等取引業者の業務及び財産の状況等に関する情報を提供することを定め、また、預託法は消費者に対しクーリング・オフ及び中途解約権を付与している。これらによって消費者が自己の判断に基づいて、預託等取引業者等と適正に契約関係を結ぶこと及び契約関係から離脱することを可能としている。したがって、消費者が預託等取引契約の締結、更新及び解除に係る意思決定に必要な情報に基づき適正に行うことを可能とし、消費者被害を未然に防止するため、当該情報の開示強化を行う必要がある。

#### (4) 規制改正の内容

##### ① 財務内容の透明性確保のための財務情報の開示強化

預託等取引業者が、契約締結前に消費者に交付する概要書面及び事務所に備え置き消費者の閲覧に供する書類のそれぞれにおいて、預託等取引業者の財務関係の記載事項を大幅に拡充し、財務内容の透明性の確保を図る。具体的には、預託等取引業者の財務安全性に直結する次の(ア)から(カ)までの情報について、新たに記載を義務付けることとする。

##### (ア) 消費者との取引残高に関する情報

預託等取引業者が自らと消費者との間の取引残高を簿外負債として処理することを防止し、消費者から得た資金の運用状況等を明らかにすべく、貸借対照表上に預託等事業固有の関連項目を新設するとともに、詳細情報として、その会計年度における残高の変動（期首及び期末残高、増減額）や中期的な返済予定額等を開示させる。

##### (イ) 預託等事業とその他事業の収益性の区分

預託等取引業者が預託等事業以外の事業も行っている場合、損益計算書を預託等事業とその他事業に区分して開示させる。また、預託等事業の損益計算書においては、預託等事業の収益源（受取手数料や運用損益等）や費用の内訳（支払配当や委託費等）を明らかにすべく、預託等事業固有の勘定科目を新設する。

##### (ロ) 関係会社向け債権の評価に係る情報

預託等取引業者が関係会社向け債権を保有している場合、その会計年度における債権額の増減（期首及び期末残高、増減額）や貸倒引当金残

高等を開示させる。

(イ) 財務安全性指標

- ・ 流動比率（＝流動資産額／流動負債額）
- ・ 負債比率（＝負債額合計／純資産額）
- ・ 当座比率（＝当座資産額／流動負債額）
- ・ 自己資本比率（＝自己資本／（負債額合計＋純資産額））

のそれぞれの数値を記載させる。

(オ) 預託の対象商品に関する詳細情報

- ・ 契約数と保有数
- ・ 保有数の所有区分ごとの内訳（消費者所有分及び預託等取引業者所有分）
- ・ 事業拠点の名称及び所在地並びに拠点数
- ・ 事業拠点ごとの保有数及び当該保有数の所有区分ごとの内訳（消費者所有分及び預託等取引業者所有分）
- ・ 契約している消費者の数
- ・ 時価及びその算定方法

をそれぞれ月次で開示させる。

また、預託等取引契約の締結時に消費者に対して交付される書面には、契約の目的となっている特定商品の保管場所又は施設利用権に係る施設の所在地を記載させる。

(カ) 開示情報のアップデート

現行の省令に規定されている様式について、会社法（平成7年法律第86号）施行以降の決算書の変容や新会計基準の適用による影響を反映させたものに改正し、開示情報をアップデートする。

② 財務内容の適正性と信頼性確保のための監査情報の開示強化

預託等取引業者が作成・開示した財務書類の適正性・信頼性を担保するため、会社法に基づく事業報告及び計算書類並びにそれぞれに係る附属明細書を添付させるとともに、次の会計監査人監査（いわゆる外部監査）及び監査役監査（いわゆる内部監査）に係る情報の開示等を義務付け、監査報告書を添付させることとする。

- ・ 会計監査人監査を受ける義務の有無
- ・ 任意の会計監査人監査の有無

- ・ 任意の会計監査人監査を受けていない場合、予定の有無
- ・ 監査役監査の有無
- ・ 会計監査人監査又は監査役監査を受けている場合は、監査報告書の添付
- ・ 会計監査人監査または監査役監査のいずれの監査もを受けていない場合、会社法が求める会計基準（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準）に従って作成されたものであることの注記

## **2. 想定される代替案**

預託等取引契約に関し、消費者の適切な判断に資する財務情報等の開示強化を行う、という目的を達成するためには、現行の規制内容では不十分である、という事態を受けて今回情報開示内容を強化するものであるため、代替案はない。

## **3. 費用及び便益を推計する際の比較対象**

預託等取引業者の財務情報の開示強化が実施されない場合を比較対象とする。消費者が必要な情報に基づいて契約の締結、更新又は解除に係る意思決定ができなければ、預託等取引業者の経営状況等の如何にかかわらず、消費者は預託等取引業者と契約を締結又は継続することとなり、重大な消費者被害の発生をもたらし得ることが想定される。

## **4. 規制の費用と便益**

### **(1) 規制の費用**

#### **[ i ] 遵守費用**

##### **①財務内容の透明性確保のための財務情報の開示強化**

契約締結前に消費者に交付する概要書面及び事務所に備え置き消費者の閲覧に供する書類それぞれについて作成等の費用が発生するが、財務情報の開示強化に係る個々の遵守費用は以下のとおり。

##### **(ア) 消費者との取引残高に関する情報**

事業者にとって、取引残高に関する情報は当然に記録・認識されるべきものであるため、適正に業務を営む通常の事業者には当該情報を把握するための実質的な追加費用は発生しない。

##### **(イ) 預託等事業とその他事業の収益性の区分**

事業者にとって、収益性に関する情報は当然に記録・認識されるべ

きものであるため、適正に業務を営む通常の事業者には当該情報を把握するための実質的な追加費用は発生しない。

(ク) 関係会社向け債権の評価に係る情報

関係会社に対して保有する債権にかかわらず、事業者にとって債権の増減及び残高の記録・認識並びに評価を行うことは、経営管理上、当然に行われるべきものであるため、適正に業務を営む通常の事業者には当該情報を把握するための実質的な追加費用は発生しない。

(コ) 財務安全性指標

現行において開示対象となっている財務情報を用いて数値を算出するに過ぎないため、実質的な追加費用は発生しない。

(カ) 預託の対象商品に関する詳細情報

事業者にとって、前述の商品に関する一連の情報は記録・認識されるべきものであるため、適正に業務を営む通常の事業者には当該情報を把握するための実質的な追加費用は発生しない。

(キ) 開示情報のアップデート

会社法に基づき、通常の事業者が作成している計算書類に記載している内容に過ぎないため、実質的な追加費用は発生しない。

②財務内容の適正性と信頼性確保のための監査情報の開示強化

契約締結前に消費者に交付する概要書面及び事務所に備え置き消費者の閲覧に供する書類それぞれについて作成等の費用が発生するが、記載する内容としては、預託等取引業者の監査状況に関する事項であって、実質的な追加費用は発生しない。

[ ii ] 行政費用

預託等取引業者に課せられる規制の遵守状況について、消費者被害発生状況等の把握に努め、預託等取引業者が預託法違反行為をし、かつ行為を引き続きするおそれがあると認めるとき等は、当該業者に対し、業務停止命令又は消費者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命じる、といった業務が発生するが、通常業務の範囲内で対応可能であると予想される。

[iii] その他の社会的費用  
特に想定されるものはない。

## (2) 規制の便益

財務情報等の開示強化を行い、預託等取引業者に預託等取引契約に基づく債務残高、預託等事業の収益性及び契約の対象となっている特定商品の実在性等についてあらためて認識を促すことによって取引の適正化が図られ、また、消費者は預託等取引業者のより詳細な財務情報等に基づき、契約の締結、更新及び解除に係る意思決定が可能となる。したがって、取引の適正化と消費者被害の未然防止によって、消費者の利益の保護が可能となる。

## 5. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

規制の便益の面に関しては、次の2点が考えられる。

1点目としては、預託等取引業者に対し、財務情報等の開示強化を通じて、経営管理に資する情報の把握を間接的に促し、より健全な事業経営及びより適正な取引が行われる効果が期待できる。

2点目としては、消費者は、預託等取引業者に関するより詳細な財務情報等の開示を受けることによって、より正確なリスク評価に基づいた、契約の締結、更新及び解除に係る意思決定を行うことが可能となり、重大な消費者被害の未然防止が図られ、消費者利益の保護が可能となる。

他方、規制の費用の面に関しては、個々の預託等取引業者の事業内容等により区々となるため定量的な把握は困難ではあるが、預託等取引業者の破綻による経済的被害を考慮し、同様の被害を未然に防止する便益と比較すれば、十分に正当化されるものであると考えられる。

## 6. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

## 7. レビューを行う時期又は条件

会計基準の見直し等の動向を踏まえ、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らし、預託法において預託等取引業者が消費者に開示することとなっている財務情報等の内容について、必要に応じて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(以 上)